御坊市高齢者運転経歴証明書交付手数料補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高齢者の運転による交通事故の抑止を図るため、

運転免許証を自主返納し、又は運転免許証の更新を受けずに失効し、運転経歴証明書の交付を受けた高齢者に対し、御坊市高齢者運転経歴証明書交付手数料補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、御坊市補助金等交付規則（昭和５３年規則第２２号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号

に定めるところによる。

⑴　運転免許証　道路交通法（昭和３５年法律第１０５号。以下「法」

という。）第９２条第１項に規定する運転免許証で、有効期間内に

あるものをいう。

⑵　自主返納　法第１０４条の４第１項の規定により、公安委員会に

対して全ての運転免許の取消しを申請し、自主的に運転免許証を返

納することをいう。

　　⑶　失効　運転免許証の更新を受けずに当該運転免許証を失効したもので、当該運転免許証の有効期間が満了する日において法第９０条第５項の規定による免許の取消しの基準に該当する者その他の政令で定める者を除く。

⑷　運転経歴証明書　法第１０４条の４第５項の運転経歴証明書で、

和歌山県公安委員会が発行したものをいう。

　　（補助の対象者）

第３条　補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものと

する。

1. 運転経歴証明書の申請を行った日現在で、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づき本市の住民基本台帳に記載されている６５歳以上の者
2. 運転免許証を自主返納し、又は運転免許証の更新を受けずに失効し、運転経歴証明書の新規交付を受けた者

⑶　御坊市暴力団排除条例（平成２３年条例第１８号）第２条第２号

　に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条

第１号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しな

い者

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、１，１００円とし、補助金の交付は、１人につ

き１回限りとする。

　　（交付申請及び期限）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、御坊市高齢者運転経歴証明書交付手数料補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　運転経歴証明書の写し

⑵　交付手数料の領収書の写し

⑶　誓約書（様式第２号）

⑷　振込先金融機関口座確認書類（預金通帳の写し等）

⑸　その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定による申請は、運転経歴証明書の交付日から１年以内に行わなければならない。

　　（交付決定等）

第６条　市長は、前条の規定する申請があったときは、その内容を審査

の上、可否を決定し、御坊市高齢者運転経歴証明書交付手数料補助金

交付決定兼確定通知書（様式第３号）又は御坊市高齢者運転経歴証明

書交付手数料補助金不交付決定通知書（様式第４号）により申請者に

通知するものとする。

　　（補助金の返還）

第７条　市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者があると認めるときは、御坊市高齢者運転経歴証明書交付手数料補助金返還命令書（様式第５号）により、当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

　　（その他）

　第８条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。